

様式第1号（第7条関係）

岡崎市自転車乗車用ヘルメット着用促進事業費補助金交付申請書兼実績報告書

令和 年 月 日

（宛先）岡崎市長

申請者（補助金振込口座の名義人と同一）

※ヘルメット使用者が児童・生徒の場合は保護者が申請者となります。

※記入は消えないボールペン又はサインペンで行ってください。

住 所	岡崎市
フリガナ 氏 名	本人が手書きしない場合は、記名押印してください。
生年月日	大正・昭和・平成 年 月 日
電話番号	() ー

私は岡崎市自転車乗車用ヘルメット着用促進事業費補助金交付要綱の規定に基づき、同意・誓約事項を確認の上、次のとおり申請します。

補助対象経費	円（税込み）			
補助申請(請求)額	00 円 ※補助対象経費の1/2 (100円未満切り捨て、上限2,000円)			
ヘルメット使用者 <input type="checkbox"/> 申請者と同じ	氏 名	住 所	生年月日	申請者との関係
		<input type="checkbox"/> 申請者と同じ 岡崎市	H/R 年 月 日	<input type="checkbox"/> 子 <input type="checkbox"/> 孫 <input type="checkbox"/> その他
安全基準認証マーク 及び証明方法	<input type="checkbox"/> SG / <input type="checkbox"/> JCF / <input type="checkbox"/> CE (EN1078に限る) / <input type="checkbox"/> GS / <input type="checkbox"/> CPSC			
	<input type="checkbox"/> ヘルメット・取扱説明書等の（安全基準認証マークが入った）写真の添付 <input type="checkbox"/> 窓口でのヘルメット現物の提示 <input type="checkbox"/> その他（)			
同意・誓約事項				
以下の事項を全て確認しました。				
【同意事項】				
1 市職員が申請内容を審査するために、住民基本台帳情報を閲覧することを了承します。				
2 申請内容の不備等により軽微な修正が必要な場合は市職員が申請内容を修正することを了承します。				
3 申請が完了した場合であっても、補助金の交付が決定したものではないことを了承します。				
4 本補助金の交付決定通知日以降、交付申請をもって補助金の請求があったものをみなすことを了承します。				
【誓約事項】				
1 ヘルメット購入日及び補助金申請日に、市の住民基本台帳に記載された上記住所に居住しています。				
2 ヘルメット使用者は過去に同補助金(愛知県内他市町村の同補助金を含む)の適用を受けていません。				
3 暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密な関係を有していません。				
4 同一の補助対象経費に対し、他の補助制度による補助金の交付を受けていません。				
5 購入したヘルメットは新品です。				
6 本補助金受領後に申請内容及び上記の各項目に対し虚偽があったことが判明した場合は、交付された補助金全額を市が指定する期日までに返還します。				
振込口座	金融機関名	銀行 本店 信用金庫 支店 農 協 出張所		
	種 目	普通 当座 貯蓄	口座 番号	
	口座名義人 (カタカナ)			

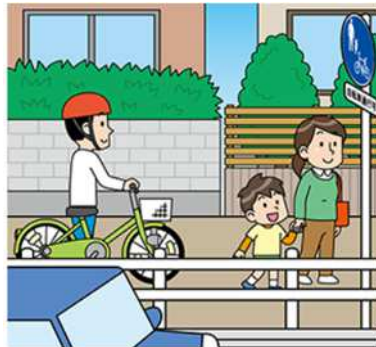
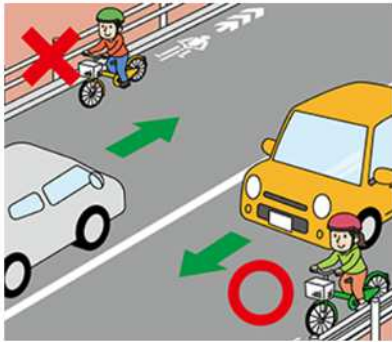
（以下市使用欄）

添付書類		受付日	受付担当者
<input type="checkbox"/> 領収書又はレシート	<input type="checkbox"/> 安全基準証明 ※現物提示の場合は右欄に <input checked="" type="checkbox"/>		

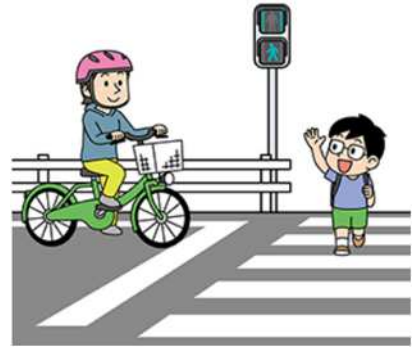
自転車は車の仲間です！ルールを守って安全運転を！！

自転車安全利用五則

1 車道が原則、左側を通行
歩道は例外、歩行者を優先



2 交差点では信号と一時停止を守って、安全確認



3 夜間はライトを点灯



4 飲酒運転は禁止



5 ヘルメットを着用



令和8年
4月1日から

自転車の交通違反に「青切符」導入！

●対象年齢／16歳以上 ●対象となる違反行為／113種類

「青切符」は比較的軽微な道路交通法違反に対し、警察官から交付されます。

青切符を交付された運転者は、一定期間内に反則金を納付することで裁判官の審判を受けず事件が処理される制度で、刑事罰を問われることはありません。

(詳細はこちら)



警察庁
自転車ポータルサイト

主な対象違反行為

信号無視

6,000円



一時不停止

5,000円



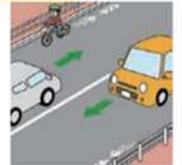
遮断踏切立入り

7,000円



車道の右側通行

6,000円



携帯電話の使用など(保持)

12,000円



傘差し運転、イヤホン使用

5,000円



無灯火

5,000円



並進

3,000円



二人乗り

3,000円



酒酔い運転や妨害運転などの悪質で危険性の高い違反行為については、交通反則通告制度の対象外となり、これまでどおり赤切符を受け刑事手続きとなります。